



平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法等遵守義務確認請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被告 日本放送協会



原告準備書面(四)

2017年6月12日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

第1 本案前の答弁に対する反論

1 はじめに

被告は、第1事件の準備書面（1）及び第2事件の答弁書において、「法律上の争訟」に該当しないなどと縷々述べたうえで、本件各訴えを却下すべきと主張をしている。

しかしながら、以下のとおり、被告の主張は失当である。

2 本件各訴えがいずれも「法律上の争訟」であること

（1）各原告らと被告は、それぞれ放送受信契約を締結しているところ、本件では、被告が原告らに対して、放送受信契約上、放送法4条1項各号ないし国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っているか否かが争点であり、原告ら及び被告の間で締結された個別具体的な放送受信契約の内容の解釈が問題となっている。そして、これは突き詰めれば、「各原告らと被告が放送受信契約を締結するに際して、『被告が各原告らに対して放送法4条1項各号ないし国内番組基準を遵守した放送をすること』を当該放送受信契約の内容とすることについて合意が成立しているか否か」という問題であって、まさに各原告らと被告との間の個別具体的な権利・義務ないし法律関係にかかわる問題である。

したがって、放送義務の確認を求める訴えは「法律上の争訟」である。

なお、被告は、放送法4条の法的性質等について縷々述べるが、被告が、国に対して、同条1項各号を遵守する義務を負っているのか、仮に負っているとしてそれが法的義務なのか倫理的義務な

のかという論点は、本件訴訟の論点とは別次元の問題である。

ちなみに、原告は、対国家との関係では放送法4条は倫理規定と解すべきであり、受信契約者との関係では法規範性を有すると解すべきことを、原告準備書面（一）の第1で詳述したところである。

（2）次に、被告は、①政治的に公平であるか否かということや、②報道は事実をまげていないか否かという点についての判断は、事柄の性質上司法審査に適さないなどとも主張している。

しかしながら、被告の放送内容について、客観的事実に基づいて上記の①及び②に関する判断を行うことは十分可能である。たとえば、極端な例ではあるが、被告が政府与党の主張等のみを放送し、野党や国民の主張等を一切放送しないとすれば、政治的に公平でないことは明らかである。被告が事実と反した報道をしたか否かについても、客観的な事実（事象）と被告の報道内容を比較するなどして判断することが可能であり、事柄の性質上司法審査に適さないとまではいえない。本件は、いわゆる宗教上の教義の解釈の方法等について裁判所の判断を仰ぐものとは全く事案が異なるのである。

したがって、この点に関する被告の主張も失当である。

（3）さらに、被告は、慰謝料請求についても、司法判断による終局的な解決に馴染まない部分を含むとして「法律上の争訟」ではないと主張している。

しかしながら、上記（2）記載のとおり、被告の放送内容について客観的な検証を行うことは可能であるし、被告が放送法4条

1 項各号ないし国内番組基準に抵触した放送を行ったこと（放送受信契約違反）によって原告らが受けた精神的苦痛を，慰謝料としてどのように評価するかという点について，裁判所による司法判断が可能であることは，論ずるまでもない。

したがって，この点に関する被告の主張も失当である。

以上